

○平成二年郵政省告示第五百六十七号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）の改正案新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>一 一般的条件 船舶局のデジタル選択呼出装置（以下「装置」という。）は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 遭難警報は、独立した二以上の操作（一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作）により送出されるものであること。</p> <p>4 5 10 （略）</p> <p>11 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外の機器についてはこの限りでない。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 選択呼出信号の送出条件</p> <p>1 選択呼出信号（ドット信号及び誤り検定符号を除く。）の送出は、最初の送出との間に四つのコードが置かれるタイムダイバシティ方式であること。</p> <p>2 遭難警報を連続して送信する場合の選択呼出信号の繰り返し送出は、一の遭難警報の最後の信号に続き次の遭難警報の</p> | <p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の五第一項第三号及び第二項の規定に基づき、船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 一般的条件 船舶局のデジタル選択呼出装置（以下「装置」という。）は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 遭難警報を送出するための専用ボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、次号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（ISO）の規格によるキーボードのキーでないこと。</p> <p>4 5 10 （略）</p> <p>11 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 選択呼出信号の送出条件</p> <p>1 （同上）</p> <p>2 選択呼出信号の繰り返し送出は、次のとおりであること。</p> |

ドット信号を連続して送出できるものであること。

3| I T U - R 勧告 M 821 に基づく拡張シーケンス（高分解能位置情報）の送出が可能なこと。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外の機器についてはこの限りでない。

四 選択呼出信号の受信条件

1 別図第一号注 3 (1) に規定するクラス A の装置は、第二項に規定する選択呼出信号を受信し、その内容の読み出しができるものであること。

2 別図第一号注 3 (2) に規定するクラス B の装置は、次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができるものであること。

(一) (三) (略)

3| 別図第一号注 3 (3) に規定するクラス D 及び別図第一号注 3 (4) に規定するクラス E の装置は、次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができるものであること。

(一) 第二項に規定する選択呼出信号のうち、同一のクラスの装置から送出されるもの

(一) 遭難警報を連続して送信する場合は、一の遭難警報の最後の信号と次に送出される遭難警報のドット信号との間を、間隔なしに送出できるものであること。

(二) デジタル選択呼出通信のみのための周波数以外の周波数の電波を使用する呼出し又は応答の選択呼出信号の場合には、別図第八号に従って四回を超えない回数を繰り返し送出できること。

(三) (一) 及び (二) 以外の場合は、繰り返し送出ができないものであること。

四 選択呼出信号の受信条件

1 クラス A の装置は、第二項に規定する選択呼出信号を受信し、その内容の読み出しができること。

2 クラス B の装置は、次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができること。

(一) (三) (略)

□ フォーマット信号が「海域呼出し」である遭難警報の
 継のためのもの（クラスDの装置を除く。）

□ 第一テレコマンドが「受入不可」であるもの

4 (監)

別図第一号 選択呼出信号 (遭難警報等のためのもの及び試験の
 ためのものを除く。) の構成

| | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|-------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----|-----|
| ドット 信号 (注 1) | フ ォ ー マ ット 信 号 (注 3) | ア ド レ ス 信 号 (注4、 5及び 6) | カラ ゴ リー 信 号 (注 7) | 情報 信号 1(注 9) | 情報 信号 3(注 11) | (略) | (略) |
|-----------------------|--|---|-------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----|-----|

注 1 中短波帯及び短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に
 附置する装置の選択呼出信号 (以下「中短波・短波帯選択呼
 出信号」という。) であって、船舶局あての呼出しのための選
 択呼出信号の場合は、200 ビット、無線通信規則付録第 18 号
 の表に掲げる周波数の電波を使用する無線設備に附置する装
 置の選択呼出信号 (以下「VHF 帯選択呼出信号」という。)
 であって、船舶局あての個別呼出しに対する応答並びに海岸
 局あての呼出し及び応答のための選択呼出信号の場合は、20
 ビットであること。

- 2 (略)
- 3 呼出しの種類を表すものとし、次の装置ごとに、別表第一
 号に掲げる「呼出しの種類」を示す 2 つの同一コード番号で
 あること。

3 (監)

別図第一号 選択呼出信号 (遭難警報等のためのもの及び試験の
 ためのものを除く。) の構成

| | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|-------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----|-----|
| ドット 信号 (注 1) | フ ォ ー マ ット 信 号 (注 3) | ア ド レ ス 信 号 (注4、 5及び 6) | カラ ゴ リー 信 号 (注 7) | 情報 信号 1(注 9) | 情報 信号 3(注 11) | (略) | (略) |
|-----------------------|--|---|-------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----|-----|

注 1 中短波帯及び短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に
 附置する装置の選択呼出信号 (以下「中短波・短波帯選択呼
 出信号」という。) であって、船舶局あての呼出しのための選
 択呼出信号の場合は、200 ビット、船舶局あての応答のため、
 海岸局あての呼出し及び応答のための選択呼出信号並びに無
 線通信規則付録第 S 十八号の表に掲げる周波数の電波を使用
 する無線設備に附置する装置の選択呼出信号 (以下「VHF 帯
 選択呼出信号」という。) の場合は、20 ビットであること。

- 2 (略)
- 3 (同左)

- (1) クラスAの装置 (義務船舶局の装置)であって、中短波帯、短波帯及び超短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げる「呼出しの種類」を使用できるものをいう。以下同じ。)
 - (2) クラスBの装置 (船舶局の装置であって、中短波帯又は超短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げる「呼出しの種類」を使用できるものをいう。以下同じ。)
 - (3) クラスDの装置 (船舶局の装置であって、超短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げる「フオーキャスト信号」が「102」及び「123」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。)
 - (4) クラスEの装置 (船舶局の装置であって、中短波帯又は短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げる「呼出しの種類」がコード番号「116」及び「123」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。)
 - (5) 海岸局の装置 (別表第一号に掲げる「呼出しの種類」のうち、「遭難警報」及び「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。)
- 4・5 (略)
- 6 フォーキャスト信号が「海域呼出し」の場合 (クラスDの装置は除く。)は、別図第九号に従って海域を10けたの数字で表し、別表第二号に従ってコード化するものであること。
 - 7 通報の優先順位又は種類 (フォーキャスト信号が「全船呼出し」の場合は、「通常業務」を除く。)を別表第一号に従い1つのコード番号にコード化するものであること。

- (1) クラスAの装置 (船舶局の装置)であって、別表第一号に掲げる「呼出しの種類」を使用できるものをいう。以下同じ。)
- (2) クラスBの装置 (船舶局の装置であって、同表に掲げる「呼出しの種類」のうち、「海域呼出し」及び「共通関係を有する船団の呼出し」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。)
- (3) 海岸局の装置 (同表に掲げる「呼出しの種類」のうち、「遭難警報」及び「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。)

- 4・5 (略)
- 6 フォーキャスト信号が「海域呼出し」の場合 (クラスBの装置は除く。)は、別図第九号に従って海域を10けたの数字で表し、別表第二号に従ってコード化するものであること。
 - 7 通報の優先順位又は種類 (フォーキャスト信号が「全船呼出し」の場合は、「通常業務」及び「船舶業務」を除く。)を別表第一号に従い1つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスBの装置にあつては、「船舶業務」を除く。

8 (略)

9 第一及び第二テレコマン্ড情報とし、別表第一号に従ってそれぞれ1つのコード番号にコード化すること。ただし、クラスB、D及びEの装置にあつては、第一テレコマン্ডは、次のとおりであり、第二テレコマン্ডは、コード番号「126」であること。

(1) クラスBの装置

ア 中短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置する装置の選択呼出信号（以下「中短波帯選択呼出信号」という。）の場合であつて、フオーキャスト信号が「個別の局の呼出し」のときは、コード番号「109」又は「118」、フオーキャスト信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」のときは、コード番号「105」又は「109」であること。

イ VHF 帯選択呼出信号の場合であつて、フオーキャスト信号が「個別の局の呼出し」のときは、コード番号「100」、「101」又は「103」、フオーキャスト信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」のときは、コード番号「100」、「101」又は「105」であること。

(2) クラスDの装置

フオーキャスト信号が「遭難警報」以外の場合は、「100」、「103」又は「104」であること。

(3) クラスEの装置

フオーキャスト信号が「遭難警報」以外の場合は、「104」、「109」又は「118」であること。

くものとし、かつ、フオーキャスト信号が「全船呼出し」の場合には、「通常業務」を除くものであること。

8 (略)

9 第一及び第二テレコマン্ড情報とし、別表第一号に従ってそれぞれ1つのコード番号にコード化すること。ただし、クラスBの装置にあつては、第一テレコマン্ডは、次のとおりであり、第二テレコマン্ডは、コード番号「126」であること。

(1) 中短波帯の電波を使用する無線設備に附置する装置の選択呼出信号（以下「中短波帯選択呼出信号」という。）の場合は、フオーキャスト信号が「個別の局の呼出し」のとき、コード番号「109」、「111」又は「118」、フオーキャスト信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」のとき、コード番号「105」、「109」又は「111」であること。

(2) VHF 帯選択呼出信号の場合は、フオーキャスト信号が「個別の局の呼出し」のとき、コード番号「100」又は「101」、フオーキャスト信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」のとき、コード番号「100」、「101」又は「105」であること。

10 (略)

11 船舶位置忘答の場合及びフオーワット信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」の場合のみ使用するものとし、それぞれ次のとおりであること。

(1)・(2) (略)

12・13 (略)

別図第二号 遭難警報のための選択呼出信号の構成 (海岸局の装置は除く。)

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) | 遭難の種類の情報信号号 (注5) | 遭難船舶の位置の情報信号号 (注6) | 時刻情報信号号 (注7) | テレコント情報信号号 (注8) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|---------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-----|-----|

注1～4 (略)

5 遭難の種類を示すものとし、別表第一号に従い1つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスB、D及びEの装置にあっては、1つのコード番号「107」であること。

6 遭難船舶の位置を次のとおり 10 けたの数字で示すものとし、別表第二号に従ってコード化するものであること。ただし、遭難船舶の位置を示すことができない場合は、位置情報が 23.5 時間以上更新されなかった場合は、すべてのコードが「99」であること。

10 (略)

11 船舶位置忘答の場合 (クラスBの装置を除く。)及びフオーワット信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」の場合のみ使用するものとし、それぞれ次のとおりであること。

(1)・(2) (略)

12・13 (略)

別図第二号 遭難警報のための選択呼出信号の構成 (海岸局の装置は除く。)

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) | 遭難の種類の情報信号号 (注5) | 遭難船舶の位置の情報信号号 (注6) | 時刻情報信号号 (注7) | テレコント情報信号号 (注8) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|---------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-----|-----|

注1～4 (略)

5 遭難の種類を示すものとし、別表第一号に従い1つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスBの装置にあっては、1つのコード番号「107」であること。

6 遭難船舶の位置を次のとおり 10 けたの数字で示すものとし、別表第二号に従ってコード化するものであること。ただし、遭難船舶の位置を示すことができない場合は、5つのコード番号「99」であること。

(1) 第1番目の数字は、船舶の位置の方位角部分を示し、北東の象限を「0」で、北西の象限を「1」で、南東の象限を「2」で、及び南西の象限を「3」で表す。ただし、緯度及び経度が0度の点を原点とする。

7 遭難船舶の位置を決定した時刻の時及び分をそれぞれ2けたの数字で示すものとし、別表第二号に準じて2つのコード番号にコード化するものであること。ただし、時刻情報を含まない場合は、2つのコード番号「88」であること。

8 引き続き行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」又は「狭帯域直接印刷電信装置」である第一テレコマンドを別表第一号に従って1つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスB、D及びEの装置にあつては、次のとおりであること。

(1) 中短波帯・短波帯選択呼出信号の場合は、1つのコード番号「109」であること。

(2) (略)

9・10 (略)

別図第三号 (略)

別図第四号 遭難警報の中継及び遭難警報の中継に対する応答のための選択呼出信号の構成

| | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 略 | フオー | 略 | 略 | 略 | カテコ | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| () | マツト | () | () | () | リー信 | () | () | () | () | () |
| () | 信号 | () | () | () | 号(注 | () | () | () | () | () |
| () | (注3) | () | () | () | か | () | () | () | () | () |

注1・2 (略)

3 別図第一号の注3と同じ。

(2) 第2番目から第5番目までの数字は緯度を、第6番目から第10番目までの数字は経度を、それぞれ度及び分で示す。

7 (同左)

8 引き続き行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」又は「狭帯域直接印刷電信装置」である第一テレコマンドを別表第一号に従って1つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスBの装置にあつては、次のとおりであること。

(1) 中短波帯選択呼出信号の場合は、1つのコード番号「109」又は「111」であること。

(2) (略)

9・10 (略)

別図第三号 (略)

別図第四号 遭難警報の中継及び遭難警報の中継に対する応答のための選択呼出信号の構成

| | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 略 | フオー | 略 | 略 | 略 | カテコ | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| () | マツト | () | () | () | リー信 | () | () | () | () | () |
| () | 信号 | () | () | () | 号(注 | () | () | () | () | () |
| () | (注3) | () | () | () | か | () | () | () | () | () |
| () | (注3) | () | () | () | 14) | () | () | () | () | () |

注1・2 (略)

3 別図第一号の注3と同じ(コード番号「112」以外のものとする。)

4～6 (略)

7 別図第一号の注7と同じ。

8～13 (略)

14 受信した遭難警報又は遭難警報の中継のための選択呼出信号の「テレコマンポ情報信号」であることとする。ただし、クラスB、D及びEの装置にあつては、次のものとしてすることができること。

(1) 中短波帯選択呼出信号の場合は、1つのコード番号「109」

(2) VHF 帯選択呼出信号の場合は、1つのコード番号「100」又は「101」

15・16 (略)

別図第五号 試験のための選択呼出信号の構成

(表略)

別図第六号・別図第七号 (略)

別図第八号 削除

(図略)

別図第九号 (略)

別表第一号 コード番号 (100～127) の用途

| コード番号 同期信号及び 特有機能 | フオー ワット 信号 番号 (注 1) | カテ ゴリ 番号 (注 1) | 遭難の 種類 (注 1) | 第一テレコマンポ(注1) | | 第二 テレ コマ ンポ(注 1) |
|-------------------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------|------|------------------------------|
| | | | | 使用及びモ ー ド | 通信装置 | |
| | | | | | | |

4～6 (略)

7 別図第一号の注7と同じとし、できる限りコード番号「112」であること。

8～13 (略)

14 受信した遭難警報又は遭難警報の中継のための選択呼出信号の「テレコマンポ情報信号」であることとする。ただし、クラスBの装置にあつては、次のものとしてすることができること。

(1) 中短波帯選択呼出信号の場合は、1つのコード番号「109」又は「111」

(2) (同左)

15・16 (略)

別図第五号 試験のための選択呼出信号の構成 (VHF 帯選択呼出信号を除く。)

(表略)

別図第六号・別図第七号 (略)

別図第八号 繰り返し送出のシーケンス

(図略)

別図第九号 (略)

別表第一号 コード番号 (100～127) の用途

| コード番号 同期信号及び 特有機能 | フオー ワット 信号 番号 | カテ ゴリ 番号 | 遭難の 種類 | 第一テレコマンポ(注20) | | 第二 テレ コマ ンポ |
|-------------------------|------------------------|----------------|-----------|-----------------|------|----------------------|
| | | | | 使用及びモ ー ド | 通信装置 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|------------|----------|----------|------------|-----|------------|----------|------|-----|-----|-------------|----------|-------------|
| 100 | 無線電 | 理由なし(注2) | 無線電 | 無線電 | な理由なし(注2) | 100 | RX0の期の置同信号 | 通常業務 | 海域呼し | 100 | 無線電 | 理由なし(注3) | 無線電 | な理由なし(注3) |
| 101 | 又はF3E単信 | 又はF3E単信 | 又はF3E単信 | 又はF3E単信 | 又はF3E単信 | 101 | RX0の期の置同信号 | 火又は爆発浸水 | 衝突 | 101 | 無線電 | 海事交換の混雑(注3) | 無線電 | 海事交換の混雑(注3) |
| 102 | 衝突 | 待ち行列表示(注2) | 衝突 | 衝突 | 待ち行列表示(注2) | 102 | RX0の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 102 | 無線電 | 未定義(注1) | 衝突 | 未定義(注1) |
| 103 | 座礁 | ポーリング | 座礁 | 座礁 | ポーリング | 103 | RX0の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 103 | 無線電 | 未定義(注1) | 座礁 | 未定義(注1) |
| 104 | 傾及び転の險沈没 | 受入不可 | 傾及び転の險沈没 | 傾及び転の險沈没 | 受入不可 | 104 | RX0の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 104 | 無線電 | 未定義(注2) | 傾及び転の險沈没 | 未定義(注2) |
| 105 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 傾及び転の險沈没 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 105 | RX1の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 105 | 無線電 | 未定義(注2) | 傾及び転の險沈没 | 未定義(注2) |
| 106 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 傾及び転の險沈没 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 106 | RX2の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 106 | 無線電 | 未定義(注5) | 傾及び転の險沈没 | 未定義(注5) |
| 107 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 傾及び転の險沈没 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 107 | RX3の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 107 | 無線電 | 未定義(注1) | 傾及び転の險沈没 | 未定義(注1) |
| 108 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 傾及び転の險沈没 | 傾及び転の險沈没 | 呼出しの終了(注4) | 108 | RX4の期の置同信号 | 傾及び転の險沈没 | 座礁 | 108 | 無線電 | 未定義(注2) | 傾及び転の險沈没 | 未定義(注2) |

| | | | | | |
|-----|--------------------------|--------------------|----------------|----------|--|
| 109 | 位の期の RX5 の置同 信号 | 海賊・武装 盗 | J3E | 無線電 話 | ネ使用可 案(注3) 下の提 モ使用 不可(注 2) |
| 110 | 位の期の RX6 の置同 信号 | 緊急 海 中 転落 | 遭難警報に 対する応答 | 無線電 話 | 紛当でこ 示船航 力の国 争事な とす及 空機(注 6) |
| 111 | 位の期の RX7 の置同 信号 | 遭難 | (注6) | 無線電 話 | 衛生輸 送体(注 6) |
| 112 | 位の期の RX7 の置同 信号 | 遭難 警報 | 遭難警報の 中継 | 無線電 話 | 公衆事務 話所(注 7) |
| 109 | 位の期の RX5 の置同 信号 | の棄 | 遭難 警報 | 無線電 話 | 下の提 モ使用 不可(注 3) |
| 110 | 位の期の RX6 の置同 信号 | 緊急 | 遭難 | 無線電 話 | 紛当でこ 示船航 力の国 争事な とす及 空機(注 3) |
| 111 | 位の期の RX7 の置同 信号 | 遭難 | 遭難 | 無線電 話 | 衛生輸 送体(注 6) |
| 112 | 位の期の RX7 の置同 信号 | 遭難 警報 | 遭難 警報 | 無線電 話 | 公衆事務 話所(注 7) |
| | | の棄 | 遭難 警報 | 無線電 話 | 下の提 モ使用 不可(注 8) の起動 |

| | | | | | | | | | |
|-----|--------------|------------------------|-----------|--|-----|--------------|------------------------|---------------|----------|
| 113 | | F1B 又は J2B (一方向誤り訂正方式) | 狭帯域印刷電信装置 | | 113 | | F1B 又は J2B (一方向誤り訂正方式) | 狭帯域印刷電信装置(注9) | 未定義(注1) |
| 114 | 通係有る団呼の船の呼出し | | | | 114 | 通係有る団呼の船の呼出し | | | 未定義(注1) |
| 115 | | F1B 又は J2B (自動再送要求方式) | 狭帯域印刷電信装置 | | 115 | | F1B 又は J2B (自動再送要求方式) | 狭帯域印刷電信装置(注9) | データ(注10) |
| 116 | 船出呼出し(注7) | | | | 116 | 船出呼出し | F1B 又は J2B・受信 | 直接印刷電信装置 | データ(注11) |
| 117 | 終了信号 | | | | 117 | 終了信号 | 未使用(注12) | 未使用(注12) | データ(注13) |
| 118 | | 試験 | | | 118 | | 試験 | | データ(注14) |
| 119 | | | | | 119 | | F1B 又は J2B | 直接印刷電信装置 | データ(注15) |
| 120 | 別局呼の呼出し | | | | 120 | 別局呼の呼出し | A1A | データ(注15) | |

| | | | | |
|-----|-----------------------|---------------------------------|-------|------|
| 121 | | 使用不可 (M.1 159 で使 用) | 船舶の位置 | (注6) |
| 122 | 終了 信号 | 別局半動は動続出 個の自又自接呼し | (注6) | (注6) |
| 123 | | (注6) | | (注6) |
| 124 | | (注6) | | (注6) |
| 125 | DXの 位の 同期 信号 | (注6) | | (注6) |
| 126 | | 情報なし | | 情報なし |
| 127 | 終了 信号 | (注6) | | (注6) |

注1 デジタル選択呼出装置は未指定のコード番号に対して反応

| | | | | |
|-----|-----------------------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 121 | | 船舶の位置 | | データ (注 16) |
| 122 | 終了 信号 | 未使用 (注 12) | | 未使用 (注 12) |
| 123 | | A1A | 電 ^ワ 鍵及 びヘッ ドセッ ト | データ (注 17) |
| 124 | | F1C、F2C 又はF3C | フアケ クシ ミリ 装置 | データ (注 18) 未使用 (注 12) |
| 125 | DXの 位の 同期 信号 | 未使用 (注 12) | | 未使用 (注 12) |
| 126 | | 情報なし | | 情報なし (注 19) |
| 127 | 終了 信号 | 未使用 (注 12) | | 未使用 (注 12) |

注1 将来の使用のために留保する。

しないこと。

- 2 コード番号「104」の第一テレコマンズとの組合せで使用すること。
- 3 船舶の通航業務を行う陸上の施設から船舶に対してグループ呼出しを行うために使用すること。
- 4 半自動又は自動接続システムにのみ使用すること。
- 5 ITU-R勧告 M.586 に準拠した業務に使用すること。
- 6 将来にわたって使用しないこと。
- 7 中短波帯及び短波帯では遭難警報の応答及び海岸局の応答にのみ使用する。

- 2 コード番号「100」から「109」までの第二テレコマンズとの組合せで使用する。

- 3 コード番号「104」の第一テレコマンズとの組合せで使用する。
- 4 半自動又は自動接続システムにのみ使用する。
- 5 コード番号「115」から「124」までの第二テレコマンズとの組合せで使用する。
- 6 コード番号「104」、「105」、「106」、「110」、「112」及び「118」を除く第一テレコマンズとの組合せで使用する。
- 7 コード番号「100」、「101」、「109」、「115」及び「124」の第一テレコマンズとの組合せで使用する。
- 8 捜索救助用レーダートランスポンダを除く。
- 9 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第40条の6に指定するものとする。
- 10 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.21 に従うものであること。
- 11 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.22 に従うものであること。
- 12 将来にわたって使用しない。
- 13 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.22bis に従うものであること。
- 14 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.23 に従うものであること。
- 15 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.26bis に従うものであること。
- 16 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.26ter に従

| | |
|------------------------|--|
| <p>別表第二号～別表第四号 (略)</p> | <p>うものであること。</p> <p><u>17 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.27ter に従うものであること。</u></p> <p><u>18 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 V.32 に従うものであること。</u></p> <p><u>19 コード番号「104」、「110」及び「112」を除く第一テレコマンドとの組合せで使用する。</u></p> <p><u>20 フォーマット信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」の場合のコード番号は、中短波・短波帯選択呼出信号にあっては、「102」から「124」まで（「110」、「112」、「117」及び「122」を除く。）、VHF 帯選択呼出信号にあっては、「100」、「101」、「104」、「105」、「106」、「121」及び「124」であること。</u></p> |
|------------------------|--|

別表第二号～別表第四号 (略)